



平成 27 年 5 月 14 日

各 位

株式会社 ウィザス
代表取締役社長 生駒富男
(コード番号 9696)

[問合せ先]

常務取締役統括支援本部長 井尻芳晃
T E L 06 (6264) 4202

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 14 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 39 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業展開に備えるため変更案第 2 条のとおり事業目的を追加するものです。
- (2) 会社法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 90 号。以下、「改正会社法」という）の施行に伴い、取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、業務執行を行わない全ての取締役及び監査役と責任限定契約を締結できるよう変更するものです。
なお、変更案第 28 条（取締役の責任免除）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 上記（2）の条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行っております。

2. 変更の内容

現行定款の一部を次の変更案（変更部分は下線で示しております）のとおり改めたいと存じます。

現行定款	変更案
(目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) ~ (16) (省略) (新設) (17) 前各号に関連または付帯する一切の業務 第 3 条 ~ 第 27 条 (条文省略) (新設)	(目 的) 第 2 条 (現行どおり) (1) ~ (16) (現行どおり) (17) <u>電気通信事業法に基づく電気通信事業</u> (18) 前各号に関連または付帯する一切の業務 第 3 条 ~ 第 27 条 (現行どおり) (<u>取締役の責任免除</u>) 第 28 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 4 2 3 条第 1 項の取締役（取締役であったものを含む）の損害賠償責任を、法令の定める限度まで免除することができる。

現行定款	変更案
<p>第 28 条～第 34 条 (条文省略)</p> <p>(社外監査役の責任限定)</p> <p>第 35 条 (新設)</p> <p>当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役との間で、会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第 36 条～第 40 条 (条文省略)</p>	<p><u>2. 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、取締役 (業務執行取締役等を除く) との間で、同法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第 29 条～第 35 条 (現行定款第 28 条～第 34 条のとおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 36 条 <u>当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 4 2 3 条第 1 項の監査役 (監査役であった者を含む) の損害賠償責任を、法令の定める限度まで免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、監査役との間で、同法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第 37 条～第 41 条 (現行定款第 36 条～第 40 条のとおり)</p>

3. 日程

定時株主総会開催予定日 (効力発生日)

平成 27 年 6 月 25 日 木曜日

以上